

大正末期における政治過程（遺稿）

森 本 修 司

一、震災後の社会不安

大正天皇は、既に、もう何年も前から「御脳力漸次お衰へ」（大正十年宮内省発表）になられ、常軌を逸した生活に明け暮れされる殆んど廃人同様の状態であられたので、大正十年（一九二一年）十一月以来は、皇太子裕仁親王が摂政の地位につかれて、天皇の執務の代行を行なわれていた。

こんな時、帝都を中心に関東地方一帯を襲ったのが関東大震災である。

大正十二年（一九二三年）九月一日午前十一時五十分、相模湾の海底を震源地に起った関東大震災は、家屋の全焼三十八万一千戸、全半潰十七万五千戸、死者行方不明十万五千人、罹災者総数三百四十万人を数

え、わが国にとっては、未曾有の大災害であった。

その結果、九月二日の朴烈事件、四日の亀戸事件、十六日の大杉栄殺害事件に代表される多くの社会事件が続出し、極度の社会不安をもたらしたのであった。

朴烈事件は、関東大震災による混乱に際して、官憲は多数の朝鮮人などを虐殺したが、その云い訳のために無政府主義者の朝鮮人朴烈とその妻金子文子を検挙して自白を強要し、大逆犯人に仕立てあげた事件である。朴烈と金子は、この秋に挙行の予定であった皇太子の婚儀に際して天皇・皇太子を殺害する目的で爆弾の入手を計画していたという理由であった。大正十五年（一九二六年）三月、大審院は両名に死刑の判決を下したが、同年四月、政府は政治的效果を狙って、大赦令で無期懲役に減刑した。七月、金子は獄中で縊死

したが、朴はそのまま太平洋戦争の終了に伴う釈放まで服役した。尚、事件に關連して、取調べ判事立松清が東京地裁で写した兩名の抱擁する写真が配布され、その優遇ぶりが暴露されたことから十五年九月には朴烈怪写真事件として政治問題化した。

亀戸事件は、関東大震災後の混乱に乗じて官憲が、社会主義者・朝鮮人の弾圧を行なった典型的な白色テロ事件である。九月三日、亀戸署に平沢計七、河合義虎ら労働者、社会主義者、朝鮮人など千三百人が検束された。理由は、革命歌の高唱、流言蜚語の流布など全くのデタラメで、しかも、四日から五日にかけ、田村春吉騎兵少尉ら軍人の銃剣に十四名が殺害された。警察は、家族の問合わせに釈放したと答えたが、実は、七日の夜、荒川放水路で死体に石油をかけ焼却していた。事件は、十月になって始めて暴露され、日本労働総同盟などによる糾弾運動が行なわれ、翌年二月には、犠牲者の盛大な組合葬が施行された。

大杉栄殺害事件又は甘粕事件と呼ばれるものは、これらの事件の中でも、最も著名な事件である。陸軍憲

兵大尉甘粕正彦は、関東大震災による戒嚴令下に於て、無政府主義者の大杉栄らが、震災後秩序の整わないのに乗じて如何なる不正行為に出るや測り難いと思ひ、大杉栄とその妻伊藤野枝、甥橘宗一(当時六才)を外出先で逮捕、その夜、大手町の憲兵隊で扼殺し、構内の古云戸に死体を投げ込んだものである。甘粕は、あわよくば、堺利彦や福田狂二らも殺害するつもりであったという。尚、甘粕は十二月、軍法会議で懲役十年の判決を受けたが、刑期を半減されて出獄、渡満して相変らずの羽振りをきかせていたが、昭和二十年(一九四五年)八月二十日、日本の敗戦に伴って自刃した。

一方、震災のショックから立ち直る元氣も乏しいままの東京では、震災から一年近くも、まだ腐爛した死体が隅田川を流れていたという状態に示される様に、極度な経済恐慌が発生し、税金免除や借金の一時棚上げ、銀行預金の一ヶ月百円までの引出しなど、国民は最低生活に甘んじる生活を余儀なくされた。

その間九月二日、第二次山本権兵衛内閣が成立したが、これは、八月二十四日加藤友三郎首相が病死した

ので、八月二十八日の元老會議は山本権兵衛を後継首班に指名、山本は挙国一致内閣を画策して、政友会高橋是清、憲政会加藤高明、革新俱樂部犬養毅の各党首に入閣を依頼したが高橋、加藤両党首はこれを拒否、組閣期間中の九月一日関東大震災が起ったが、九月二日親任式を挙行して成立したものであった。閣僚は次の通りであった。

総理	山本権兵衛
外務	伊集院彦吉
内務	後藤 新平
大蔵	井上準之助
陸軍	田中 義一
海軍	財部 彪
司法	平沼騏一郎
文部	岡野敬次郎
農商務	田 健治郎
通信	犬養 毅
鉄道	山之内 一次

山本内閣は、こうした社会不安や経済恐慌に対処す

るには、大正時代に入ってから、第一次護憲運動や普通選挙の要求運動等に表示される様な大衆の政治への目覚めが、大正六年（一九一七年）のロシア革命以後、社会主義的な色彩を帯びてきたので、それを抑制する目的から、十一月十日「国民精神作興に関する詔書」を發布、社会主義的傾向を「輕佻危激」として戒め、「国民精神の涵養振作」を要求した。

こうした中に、十二月二十七日虎の門事件が発生した。これは、帝国議会の開院式に臨まれる摂政殿下が虎の門で、無政府主義者難波大助に杖銃で狙撃された事件で、弾丸は命中せず摂政は御無事だった。犯人の難波大助という二十六才の青年は山口県の名家に生まれたが、上京して貧民生活の実情にふれ、社会主義的な書物等に親しみ、次第に無政府主義に接近していたところ、関東大震災ののち、政府が多くの社会主義者、労働者、朝鮮人等に迫害を加えたことから天皇制に対する反感が昂じ、この挙に出たものであった。

事件の責任をとった第二次山本権兵衛内閣は即日総辞職した。

二、第二次護憲運動

大正十三年（一九二四年）は、清浦奎吾内閣の成立と共に始まるが、この内閣の成立は即ち、第二次護憲運動が本格的に展開される幕明けでもあった。

第二次護憲運動は、大正十一年（一九二一年）六月、加藤友三郎内閣が成立した頃より始まったもので、この内閣が、政党に根拠を持たず、貴族院を母体とした超然内閣であったことから、憲政会を中心に拮がり始めた政党側の自主性獲得の運動で、大正十二年（一九一三年）の第二次山本権兵衛内閣、十三年（一九二四年）の清浦奎吾内閣と三度に互って藩閥官僚の超然内閣が続いたことから、清浦内閣の出現を機に運動が本格化したものであった。

清浦内閣は、外務と陸海軍の三大臣を除く全閣僚が貴族院の研究会で占められ、朝日新聞をして「我国憲政史上最も性質の悪い内閣」と云わしめた様に、典型的な超然内閣であった。閣僚次の通り

総理 清浦 奎吾

外務	松井慶四郎
内務	水野鍊太郎
大蔵	勝田 主計
陸軍	宇垣 一成
海軍	村上 格一
司法	鈴木喜三郎
文部	江木 千之
農商務	前田 利定
逓信	藤村 義朗
鉄道	小松謙次郎

清浦内閣が成立すると、かねてから政友会自身に内在していた内部抗争が表面化し始めた。政友会には、もともとも、政党本位の主張にこだわる横田千之助、望月圭介ら旧自由党系の分子と、政策本位の立場を主張する中橋徳五郎、元田肇ら官僚系の対立があり、大正十一年（一九二二年）六月の高橋是清内閣の瓦解も、中橋、元田ら改革派と称される一派の党紀紊乱に起因したものであったぐらいであった。

中橋らの改革派は、事実、自党の総裁である高橋是

清の内閣の実現よりも、むしろ、是々非々主義の立場で清浦内閣の実現を望んでいたし、また、大正三年（一九一四年）の時の様に、清浦内閣を再び流産させる⁽¹⁾ようなことがあつては、却つて、政権が憲政会へ回つてしまふという配慮から、清浦内閣への協力、援助を画策していた。

そのため、清浦内閣が発足すると同時に、こうした政友会の内部に内在する改革派と幹部派との対立は急に表面化することになったのである。

両派の対立は、一月十五日の高橋総裁邸に於ける総務、顧問ら二十一名の最高幹部会で炸裂した。改革派の床次竹二郎、山本達雄、中橋徳五郎は清浦内閣の承認論を唱え、政界の中心勢力である政友会が反政府的な言動を行なうことは、却つて、人心を騒がせる結果になると主張したのに対し、幹部派や他の多数は、清浦内閣の非立憲的な性格を指摘して、一日も早く清浦内閣を打倒しなければならぬと主張した。

延々七時間に亘る議論の結果、高橋総裁の断に待つことになったが、高橋は、清浦内閣を支持することが

大義名分に反するものである所以を説き、自らは爵位を辞退し、一平民となつて来るべき総選挙に立候補する決意を明らかにし、翌十六日、小泉策太郎の起草にかかる声明文「我政友会員諸君に告ぐ」を発表した。

「現在の政府は、旧型の再現でなくて実に貴族院に勃興した政治的勢力の体现である。すなわち、国会創立以来三十余年来、いまだかつてみない新現象であることを知らなければならない。……この問題は、清浦内閣にたいする賛否の決ではなくて貴族院にたいする態度の考量である。我党はもとより貴族院を尊重し、その中心勢力たる研究会にたいし心をかたむけて友好関係の持続にとめてゐる。けれど、相共に憲政の美を完うしようとする誠意の発露にほかならない。それは決して彼と我とだけのことではない。上下両院がつねに友好関係を保有して各自の自分をつくし、渾然と融和して国家の進運を扶持するのが憲政の常道である。二院制度の意義もまたここにある。もし両院のいずれかが自己の自分を超えるならば、政党はたちまち否塞して危機が百出するであらう。おそれ、かついましめ

なければならぬ。しかるに、いま貴族院は、その勢力の勃興をたのんでほしいままに本分を超え、決して犯してはならない両院間の死角を犯してきている。事ここにいっては、事態の重大なことは測り知れないものがある。問題は、利害得失ではなくて、大義名分にあり、区々たる政策の是非を超越して国体の根柢にふれるといつても過言でないことを信じる」。

その夜、中橋、床次、元田、山本の四名は連名で政友会を正式に脱党したが、黨員中より、彼らに随った脱党組が続出した。

驚いた政友会では、十七日夜、緊急総務会を開いて中西六三郎、鳩山一郎ら脱党の張本人十三名を党紀紊乱の嫌で除名処分することを決定した。

政友会を脱党した百四十九名——幹部の予想では、精々百名以内と予想されていたが、予想を遙かに上まわった数字となった——は一月二十九日政友本党を結成した。

立党の宣言では、創立者伊藤博文以来の政友会の伝統を継承するのが政友本党であるとし、高橋総裁ら政

友会の幹部の行動は、民衆運動の力を借りて階級相互間の対立を激化せめようとするものであると非難した。政友本党は総裁制をとらず、総務委員制とし、政友会脱党組の張本人である床次、中橋、山本、元田の四人に杉田定一を加えて総務委員とした。

かくして、新政党は百四十九名を擁して衆議院の第一党となり、清浦内閣の与党の立場をとることになったのに対し、政友会は大分裂の結果百二十九名に減員して第二党になり、完全に野党の立場を貫くことになったのである。

第二次護憲運動が本格的に展開されるようになったのは一月十日のことであった。この日、政友会、憲政会、革新倶楽部三党の院外団の委員は清浦内閣の反対を決議、三派連合会を第二憲政擁護会と改称して運動の展開をはかった。

一月十八日、枢密顧問官を辞した三清梧棲は、自邸に高橋是清政友会、加藤高明憲政会、犬養毅革新倶楽部の三党首を招いて会談、三党が一致して共同の敵に当ること、憲政の本義に則り政党内閣制の確立を期す

ることを確認した。

一月二十日、政友会、憲政会、革新倶楽部の三派は護憲三派連盟を結成して、①、政党内閣の樹立、②、貴族院改革、③、目的完遂のための一致した行動、④、清浦内閣の否認、の四項目を確認、次いで一月二十九日には、護憲三派同盟を成立させて清浦内閣と政友本党倒滅の政守同盟を約した。

一月三十日、三派連合憲政擁護関西大会が大阪中之島の中央公会堂で開かれたが、政友会の高橋是清、憲政会の加藤高明、革新倶楽部の犬養毅と護憲三派の党首の他、尾崎行雄、永井柳太郎、浜田国松ら一流の弁士を擁していたこともあって、場内に九千、場外に三千の聴集を集めるといふ大盛況であった。

大会は、①、貴族政治の排撃と清浦内閣の打倒、②、政党内閣制の確立、等を決議したが、その夜、これらの弁士を乗せた急行列車が木曾川・一宮間を進行中、線路に五本の枕木を並べて列車の転覆を画った者があり、そのため列車は枕木に乗り上げて立往生するという事件が発生した。

翌一月三十一日、憲政会の浜田国松が、前日の三党首列車転覆未遂事件に関連して緊急質問し、「首相の明快な答弁を求め」たところ、突如、三名の暴漢（政友会の院外壮士）が議場に乱入して議長席を占領した。清浦首相も、答弁に立っていた小松謙次郎鉄相もただ啞然とするのみ、議場は大混乱に陥ったため、粕谷義三議長は、「ただいま議員でもない者が議場に闖入したことは誠に重大事であるから、調査をするためしばらく休憩する」として休会を宣言した。時に、一時四十五分のことであった。

約二時間後の三時五十分、突如衆議院が解散された。政府は、「……そもそも内閣組織は一に大権に属して外間の容喙をゆるさないのは我が立憲の本義であって、その政党にもとづく否とは憲法の要求するところではない。もとより、政党を基礎として内閣を組織することは、政策を遂行するうえから便宜であろうが、わが国の目下の政情は、政党にもとづいて国政の安定を期することがきわめて困難な事情がある。……しかるに現内閣を目して貴族院内閣だとか特権内閣だ

とかいうにいたっては、その不当もまた甚しく、かくのごときは却って不健全な民衆運動を刺戟し、階級斗争の思想を挑発し、国家のため憂慮すべき現象を生じさせるものであって、その責は決して免れることはできない。……衆議院三派は、過日から内閣の倒壊を宣言しているばかりでなく、今日の議場の情勢は国務の進行を阻害しようとするものであって、誠意をもって国政を議するものでないとみとめる。それはまことに議員の本分を忘れるものであって、国民の期待に副わない行動であると信じる。衆議院の解散によって国民の真意を問おうとするのもまた実にはやむをえないのである⁽⁶⁾と解散理由を発表したので「懲罰解散」と云われたが、議会の解散史上曾てない乱暴な解散のやり方であるとして、却って護憲派の反撃を煽ることになり、五月十日の総選挙に於ける護憲三派の圧勝を導くことになった。

五月十日の総選挙は、政府による露骨な選挙干渉や買収戦術のもとに行なわれた。併し、それに反して、護憲三派の結束は固く、言論機関も三派を応援したた

め、その結果は次の通り護憲派の圧勝に終った。

護憲派		当選者		解散時	
憲政会	一五一			一〇三	
政友会	一〇〇			一二九	
革新倶楽部	三〇			四三	
政府派					
政友本党	一一六			一四九	
中立派					
中正倶楽部	四二			二三	
実業同志会	八			〇	
無所属					
無所属	一七			一四	
計	四六四			四六一	

かくして、護憲三派は二百八十一名を獲得して絶対多数を制した。中でも、二百四十六名の候補者中百五十一名の当選者を出した憲政会の躍進は特筆すべきもので、「反対党が六〇パーセントちかくの当選率で勝利したということは、未曾有のことであったし、恒例

の買収と干渉をもってしても惨敗しなければならぬほど清浦内閣が民衆の支持を失っていたという事実をしめした⁽⁴⁾ものであった。

総選挙に大敗を喫した清浦内閣は、それでも尚、中立派議員の懐柔策や、清浦自身が京都に元老の西園寺公望を訪ねるなど種々の延命策を試みたが、六月七日、遂に総辞職、代って六月十一日、憲政会の加藤高明を中心とした所謂護憲三派内閣が成立した。

政友会の総裁高橋是清は農商務相として、また、革新倶楽部の犬養毅も逋信相として入閣した。大正十一年（一九二二年）六月、高橋是清内閣が内閣改造の失敗から瓦解して以来、丸二年にして政党内閣が復活したのである。

(注)

- (1) 第一次護憲運動で陸軍が、シーメンス事件、ヴィッカース事件などの収賄事件で海軍が共に傷つけられたので、山県有朋、大山巖、松方正義の元老會議は貴族院議長徳川家達を第一次山本権兵衛内閣の後継首班に推挙したが、徳川が固辞したので、枢密院副議長清浦奎吾に組閣を委嘱した。政友会、同志会、国民党は、山県直系の官僚政

治家清浦による超然内閣の出現にこそって反対し、また、海軍は、さきの議會に於ける予算案の不成立が山県の差し金であったところから、第一次山本内閣の瓦解は山県の仕業であるとして海相を送らなかつたため、清浦は仕方なく組閣を投げ出し流産内閣に終った。護憲派の新聞は、清浦はウナギの香をかがされただけだとして、これを鱒香内閣と呼んだ。

- (2) 信太清三郎著「大正政治史」第四卷（昭和二十七年）一一三六頁
 (3) 同書一一四一頁
 (4) 同書一一四二〜三頁

三、護憲三派内閣の成立

清浦奎吾内閣総辞職のあと、後継内閣の首班として指名されるのは、総選挙で第一党になった憲政会の加藤高明総裁であろうことは誰も疑う余地のないところであった。

六月九日、後継首班に指名された加藤高明は、予定通りの三派連立内閣の構想に従って次の通り閣僚を選じた。

総理	加藤 高明
外務	幣原喜重郎
内務	若槻礼次郎
大蔵	浜口 雄幸
陸軍	宇垣 一成
海軍	財部 彪
司法	横田千之助
文部	岡田 良平
農商務	高橋 是清
逓信	犬養 毅
鉄道	仙石 貢

政友会の一部では、少なくとも百名の代議士を擁する政友の党首が副総理の地位を与えられず、また、外務・内務・大蔵などの要職が憲政会によって独占されるのに批判的な動きもあったが、「護憲」という大義名分のために甘んじて協力する姿勢をとった。

高橋は清政友会、犬養毅革新倶楽部の両党首は、連名で声明書を発表し、護憲三派の協調を訴えたのである。即ち、

「総選挙の結果は、護憲三派の協力に依りて、民心の掃蕩を明にせり。加藤子爵が内閣組織の大命を拝するに至りたるは、即ち憲政の本義に則り、政党内閣に由りて、時局を安定せんとする上下一致の意志の発露なり。護憲三派の結合力が政権推移の基準となりたる以上は、時局安定の責任を頒ちて親しく廟議に参加し、議會政治の改善と庶政百般の革新に努力を竭すること、我等の責務なりと信じ、区々たる末節を顧みず、一に加藤子爵の提議を尊重して、閣僚の班に加はることに決せり。我等の信条は既に天下に声明せり。我党は飽く迄も三派協調の大精神を以て、至誠報効の微忱を致さんことを宣明す」。

三派連立内閣は、国民の大きな期待をもって迎えられた。東大の美濃達吉教授が、雑誌「改造」の中で、「若し此の内閣にして失敗するようなことが有れば、今後我が国の政治は当分の間は暗黒時代に陥るの外は無い」と述べたほどである。

また、この内閣で、幣原喜重郎が外相の職についたことは特筆されるべき事項であった。即ち、「幣原外

交」の始まりである。

幣原は、東京大学法科を卒業後、外務省に入り、外務次官、駐米大使等を経て大正十年（一九二一年）から十一年（一九二二年）にかけてのワシントン会議¹⁾の全権を勤めたが、加藤内閣の発足と共に外相に就任したのであった。以後、幣原は、昭和六年（一九三一年）十二月の第二次若槻礼次郎内閣の総辞職に至るまでの間、田中義一内閣の二年間を除いて約六年余、日本の外交を担当した。幣原の外交は「協調外交」と呼ばれた様に、国際協調を看板とし、ワシントン体制に即応した対米・英の協調と对中国不干渉主義を基調としたものであった。

ちなみに、幣原は、就任直後の外交演説で経済的な權益確保を強調し、①、中国に対する内政不干渉、②、経済的提携による共存共栄、③、中国の現状に対する寛容と同情、④、合理的權益の合理的擁護をもってする中国政策、の四原則を示した様に、对中国不干渉主義の基本姿勢を明らかにしている。

一方、清浦内閣の与党として総選挙に大敗を喫した

政友本党は、六月二十四日、臨時党大会を開いて床次竹二郎を総裁に、中橋徳五郎、山本達雄、元田肇、杉田定一の四名を顧問に推挙、三派連立内閣の野党として巻土重來を期す姿勢をかためた。

六月二十五日召集された第四十九特別議会では、小作爭議調停法と貴族院制度の改革に関する決議案が審議された。小作爭議調停法は、「日本の農民組合運動を阻止し、小作人の組合組織を防止せんとするものである」として、日本農民組合などは真正面から反対したが、「第一次大戦当時より、小作爭議は増加しており、一般の不安をかりたてる傾向が甚だしいので、これを放置して置くわけには行かない」という理由で可決されたが、貴族院の改革に関する決議案は審議未了となった。

六月二十八日、護憲内閣のスタートに呼応するかの様に、政治研究会が結成されたことにも注目しなければならぬ。

政治研究会の結成は、実質的には、約半年余り遑って考えなければならない。即ち、大正十二年（一九二

三年) 秋、第二次山本権兵衛内閣が普通選挙法の早期実施を声明し、内閣に普通選挙調査委員会を設置するなど、普選への歩みが急激に進展してきたので、大正十二年(一九二三年)十二月十八日、島中雄三、鈴木茂三郎、高橋亀吉、青野季吉ら文化団体の有志二十七名が、東京神楽坂のカフェーで会合を開き、第一回政治問題研究会と称して、無産階級の政治運動と政党樹立の具体化を画ることを打合わせた。

この会合は、その後も大正十三年(一九二四年)四月迄に回を重ねること六回、本格的に無産政党結成の準備をなすべきであるとする立場から、六月二十八日、その準備機関としての性格を持った政治研究会に発展したのであった。この日夕刻から東京芝の協調会館で開かれた創立大会では、次の通り宣言と決議が採択された。

宣言

「わが国歴代の政府と政党とは、私利に駆られ、私慾に没頭し、国民を売って財閥の走狗たること多年、そのために内治に外交に弊政百出、国民生活は今や破滅

の淵に逐いやられつつある。物価騰貴と政費負担の不公平とによる民衆の生活難は、その一つである。おどろくべき失業者の激増は、その二である。底止するところなき農村の衰微は、その三である。生得の権利を奪われた労働者、小作人の窮乏は、その四である。内、国民をして自暴自棄に陥らしめ、外、国家をして国際的孤立に瀕せしめようとする、その五である。しからば、これを解決する途如何。われわれは信ずる、財閥中心の政治をして民衆中心の政治たらしめることは、すくなくともその先決条件である、と。この故をもつて、われわれは本大会において左の事項を決議する」。

決議

「われわれは、無産階級の利害に立脚する政党の樹立を期する」。

成立した政治研究会のスタッフを眺めてみると、調査委員に大山郁夫・北沢新次郎・藤井悌・川原次吉郎・丸岡重堯・沢田謙・平林初之輔・市川房枝・高橋亀吉・茂森唯士・松下芳男・新井格・佐野袈裟美・直井武夫・青野季吉、執行委員に賀川豊彦・布施辰治・

片山哲・三輪寿壮・黒田寿男・鈴木茂三郎・島中雄三、
会計委員山崎今朝弥の顔ぶれが並んでいた。

この会合は、創立の目的や創立大会の決議にも示される様に、無産階級の立場から、政治・経済・労働など凡ゆる問題の調査、研究と民衆の政治教育、無産政党の政策・綱領の作成などにあつた通り、この年九月、機関誌「政治研究」を発刊した。

会は急速に発展し、翌大正十四年（一九二五年）十月には、全国八十余の支部と六千名の会員を擁するまでに発展した。会員の約三分の一は学生で、地方支部も、約三分の一が学生社会科学連合会の会員で占められていた。大正十四年（一九二五年）十二月、及び、翌十五年（一九二六年）一月の二度に亘る学生社会科学連合会への弾圧や、研究会の内部に於ける左右の対立から衰退、昭和二年（一九二七年）自然消滅してつた。

四、治安維持法の制定

大正十四年（一九二五年）一月二十日、加藤高明内閣の芳沢謙吉全権とソ連のレフ・ミハイロヴィッチ・カラハン全権は、北京で、両国の国交回復の基本条約「日本・ソヴィエト社会主義共和国連邦間の関係を律する基本的法律を包含する条約」に調印した。これは、清浦内閣の当時の前年五月から開かれていた日ソ会商会議の結果調印に至つたもので、全文七ヶ条より成り、①、両国間の国交回復、②、両国間の通商条約の締結、③、両国間の相互内政不干渉主義、④、日本のソ連領内における資源の開拓権の確保、などが定められた。条約の締結には、終始、枢密院などの強い反対もあったが、幣原外相の「協調外交」が具体的に始まつたのである。

これより先、大正十三年（一九二四年）十二月二十四日に召集された第五十帝国議会はわが国の議会上、当に特筆すべき議会となつた。

大正十四年（一九二五年）一月二十二日、加藤高明

首相は施政方針演説で、①、普選の断行、②、貴族院改革、③、行財政の根本整理、④、綱紀肅正、の四大政綱を発表、特に普選法案の議会通過に対する執念を披露した。

政府が、普通選挙法案の議会通過をはかるためには、貴族院の協力はもとより、枢密院の協力も亦要求された。

枢密院は、普通選挙法案の成立に協力する代償として、治安維持法の制定を加藤内閣に強く望んだ。それは、枢密院が、主として、一月二十日に締結された日ソ基本条約で、日ソ間に国交が開かれることによって、大正六年（一九一七年）のロシア革命の影響から、特に労働者階級が革命化することを恐れたからであった。政府の治安維持法案の提出の心算をいち早くキャッチした労働者達は、たちまち反対運動にとりかかった。

一月三十日、東京芝の自治会本部で悪法案反対同盟会が結成され、各地に、治安維持法反対の演説会やデモが開催され始めたのである。

二月十一日、労働総同盟・機械工連合・関東印刷・

時計工・関東鉄工・市電自治会・自由労働・造船工・労働・関東労働・官業労働・進め社・インターナショナル社など三十五団体・三千名が参加して悪法案反対同盟会に結集した労働団体の大会が東京芝で開催され、「われわれは、堅き結束の威力をもって悪法案の徹底撲滅を期す」決議案が採択された。

一方、政党内でも、翌十二日、革新倶楽部の代議士会が治安維持法の議会提出反対の決議案を議決した。

二月十九日、治安維持法は衆議院に提出されたが、この日、与党三派に属しながら治安維持法に反対する憲政会の山榎儀重・中野正剛、政友会の山口政二、革新倶楽部の清瀬一郎・湯浅凡平・星島二郎・田崎信蔵・林田亀太郎らに加え、中正倶楽部の坂東幸太郎・畔田明・本田義成、無所属の有馬頼寧・安藤正純らは次の通り声明を発表した。

「今回政府が提出した治安維持法案は、立憲の本義を破壊するものである。すなわち、議會を否認し立法手段による変革をもなおかつ厳禁している。政体および私有制のごときは、議會による立法手段をもって変

革をゆるすところに立憲政治の真髓があるではないか。憲法第二十七条にも法律によるならば所有権の制限も承認すると明定せられている。これを政綱とする結社をゆるさぬということは、憲法がいったん許容した国民の自由権を再び剝奪するものである。本案はさらに煽動を七年の刑期をもって処罰している。煽動の何たるかはすでに治安警察法第十七条の判例により明白である。新聞雑誌の社説が煽動の文をもって擬せらるると頻々たるべきは想像にかたくない。かくのごときは立憲国において保障せらるるという言論の自由いづくにありや。かりそめの結社を十年をもって処断し、数行の文章を七年をもって封鎖す、思想運動・社会運動は隱微のあいだにおこなわれ、世相はますます險悪たらざるを得ぬ。往年過激社会運動取締法案を葬るべしとさげんだ政治家が今これに賛成するのは了解に苦しむ。われわれは協力してこの案の通過を阻止することを期する」。

治安維持法案をめぐる議会での論議は、主として、①、憲法に保障される言論・集会・結社・著作・印行

などの自由を侵害するものであるとする違憲性の問題と、②、この法案が擁護せんとする国体・政体・私有財産の法文の解釈をめぐるの対立であった。

革新倶楽部の星島二郎が、「治安維持法を出そうとするのは、或は、世上流布されている現内閣の二大方針である普選をよく通さんがために、貴族院の改革を完全に遂行せんがために、その障害を突破する一つの手段として或る筋より交換的に何か条件をつけてやむなくこういう案を出したのではないか」と質問したのに対し、若槻礼次郎内相は、「治安維持法の制定は現内閣の最初からの方針である」と答弁した。

また、星島が、この法案は、学問の研究に障害となることがないか」と糺したのに対し、若槻内相は、「無政府主義・共産主義を取り締まるものであって、学者の研究は決して妨げられるものではない」と答弁した。

国体・政体・私有財産の三点に就ての論議のうち、「国体」に関しては、星島の、「国体」という文字については、今日大学教授にすらいろいろの議論があるが、

政府はいつたいこれをどういふ風に解釈されるのか、具体的な説明をしてほしい。現に彼的美濃部・上杉両博士の憲法論争に国体と政府とは区別なしといったではないか。今日なお疑義ある文字をつかうのは如何であるか」という質問に対し、若槻内相が、「帝国の国体は、万世一系の天皇を奉戴したる帝国という、これが日本国の国体であります。この全無欠の国体を変革せんと企てるものがあるならば、この法律によつて取締をしなければならぬ、こういのであります」と答えたことが注目をひいた。「国体」の解釈に就て、政府の正式の見解が示されたのである。

「政体」の文字に就ても、星島議員と若槻内相との間に次の応酬があつた。

星島——「政体の変革は、せまく解釈すれば、これは立憲政体、いわゆる民選制度によるところの今日の議院制度の変革ということになるのであります。けれども、これを広義に解釈しますれば、枢密院が法制局のようにやかましい、あんなものは廃してしまふということは、これはすなわち政体の変革である。貴

族院も廃すべしという。もしこの運動をせんがために結社をつくる、言論をする、これすなわち政体の変革である。これが政体の変革でないということは、どんなに説明しましても、この二字だけをもつてはとうていそれは説明をしきれない。もしこういう法案が通過しまして、これが司法当局の手にうつつた場合におきまして、ひろい意味に解釈され、もし貴族院の改革運動あるいは枢密院を廃止すべしというようなことがこの法案に触れまして十年もやられるということは、これは由々しき日本の立憲政治を害するものであつて、おたがいがまだ立憲政治を布きましてようやく三十有余年、日本の国体も変らない、日本の国体を基礎としてもつとヨリよき政体をつくりたいということは、これは人間が進化する、社会が進化する原則でなければならぬ。それをやめてしまうということは、これはいわゆる非常な非立憲なる文字であつて、この点に関するあきらかなる御説明を願ひたいのであります」。

内相——「わが日本において今日日本の政体がいかなるものであるかと申せば、すなわち立憲政体であり

ます、代議政体であるのであります。これを破壊せんとするものがあるならば、この法律によつてとりしまるといふのであります。日本においては、今日は二院制度であります。私はこの二院制度はどこまでも守つてゆかなければならぬとおもうてゐるのであります。

貴族院を廃止するなどという考えは、私は全然ないのみならず、さような考をいづくことにむかつて全く反対するものであります。しかしながら、貴族院を廃止するという議論は、決して政体を変革することには相ならぬのであります。世界にはおなじ立憲政治の国といえども一院制度の国もあります。二院制度の国もあります。一院制度であるからというて、その国が立憲政体たることはちつともさまざまはいたさぬのであります。それでありますから、私は貴族院の廃止には全然反対するものであります。けれども、貴族院を廃止するという議論をとなえたからというて、決してそれが政体の変革をとなえたものであるということはいえないのであります。ことに枢密院をやめようということにも私は反対であります。枢密院は依然とし

て存しておくほうがよろしいとおもいます。しかしながら、世間で枢密院を廃止しようという議論をとなえたからというて、それは決して政体の変革をとなえたものでないことはことに明瞭であります」。

他に、委員会に於ても、次の様な質疑・応答があつた。

前田米蔵——「立法府たる議會に最高の権力をあたえてそれによつて議決したところを行政府をして執行せしむることは、政体の変革になるか」。

岩崎幸治郎参与官——「政体の変革となる」。

清瀬一郎——「政府委員の説明によれば、統治権は国体ではないというが、この点からいえば統治の一形式である衆議院を廃止することは罰せられ、天皇直屬の大権事項に参与する枢密院廃止については罰せられないということ、果してこの法案は法律として一貫しているか」。

山岡万之助局長——「統帥権は本法外である」。

「政体」に関する本会議・委員会を通じての質問、質疑に対する政府側の回答や答弁も、何ら国民を安心

させる材料を提供することはできなかった。のみならず、特に、「政体」に関しては、政府側の解釈にも一貫したものがなく、「政体」の意味と範囲に就ては、尚、多くの疑問が残された。のち、委員会で、「政体の文字は疑義の生じる言葉である」として、法案第一条第一項の「国体若ハ政体ヲ変革シ……」のうち、「若ハ政体」の四字が削除されたのは当然のことであった。

「国体」、「政体」と並んで、「私有財産」という言葉も疑問を呼んだ。

星島二郎——「鉄道国有を断行した日本の政治、土地国有論のやかましい今日、電力国有のやかましい今日、この国有というものがこの私有財産制に反したる制であり、共産という言葉はあたらないけれども、その思想の根本においては、それと同じ意味である」。

若槻内相——「私有財産制度の否認と申上げるのは、これはつまり財産制度の根本組織を破壊しようと、こういうことあります。すなわち、共産主義をおこなうこととあります。鉄道を国有にしよう、鉱山を国有

にしよう、水力電気を国有にしよう、農耕地を国有にしよう、これは私は決して私有財産制度を否認するものではないとおもいます」。

小川平吉法相——「私有財産制度、すなわち人の所有権というものを認めて、そうして、あるいはその所有物を甲より乙にうつすとか、あるいは国民の手よりしてこれを国家にうつすとか、公有するとかいうことになりまして、所有権をみとめて相当の賠償をする。

こういうこととありますれば、それはすなわち私有財産制度をみとめているのであります。決して本法に触れるものではない。私有財産制度を否認して所有権というものは認めない、すべての財産をとりあげてしまつて労働者の共有にするとか、あるいは公有にするというのが悪いのである。故に賠償をするということはある権をみとめてかかるのであるから、本法には触れない。こういう次第であります」。

清瀬一郎は、更に、「政府はこれによって普選実施後において外国の労働党と同種の政党の出現を撲滅せんとするものである。政府はかつて労働者が本案をお

それるのは誤解であると主張したが、本案の説明をきけば、現在の労働者・小作人の運動はこれに触れるという事ではないか。労働者や世間にたいしてそういう適用はしないとどこまでもごまかしてもだめである。要するに、私有財産制度は、憲法でみとめたものでもなく、人間の合理性から出たものでもなく、単に現在の社会事象にすぎない。それにもかかわらず、これを変革しようとするものを罰することは、空論から人を罪におとしめようとするものである」と痛烈に非難した。

こうした反対運動や激しい討議にも拘らず、治安維持法は、三月七日衆議院を通過、次いで三月十九日には貴族院も通過、四月二十二日公布される運びとなった。

治安維持法

第一条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ

第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七条 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行又域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附 則 大正十二年勅令第四〇三号ハ之ヲ廢止ス

顧みれば、この法律は、前述した様に、ロシア革命の実現に伴って、社会主義思想と労働組合運動の抬頭を恐れたために法制化されたものであって、大正十一年（一九二二年）二月の第四十五帝国議会に、高橋是清内閣によって「過激社会運動取締法案」の形で提出されたが、審議未了になっていたので、大正十二年（一九二三年）九月七日、緊急勅令の形で「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件」として公布せられていたものが、治安維持法という体裁のもとに正式に成立したものであった。

尚、この法律は、後述する様に、昭和三年（一九二八年）と昭和十六年（一九四一年）の二度に互って改正があり、昭和二十年（一九四五年）十月、占領案の「政治・信教ならびに民権の自由制限撤廃の覚え書」で廃止されたが、その間、特高警察の制度と相俟って、ひとり共産主義者のみならず、自由主義者や反政府的思想・言動にも弾圧を加えるのに利用されたのであった。

五、普通選挙法の制定

もともと、普通選挙制 (Universal Suffrage) とは、制限選挙制 (Restricted Suffrage) に対する概念であって、日本国憲法第四十四条に定める様に、人種・信条・性別・社会的身分・門地・教育・財産・収入などによって選挙権や被選挙権に差別を設けない選挙を云うのであり、制限選挙制は、一般的には、①、財産・収入による制限、②、性による制限、③、宗教による制限、④、人種による制限、⑤、学歴による制限、⑥、革命の見地からの制限、の六つのタイプに大別されるものである。

わが国に於ては、これらのうち、宗教による制限、人種による制限、学歴による制限の要素は、もともと組み入れられていなかったものであるし、革命の見地からの制限は、一九一八年（大正七年）のレーニン憲法に見られる様な反革命的分子に選挙権や被選挙権を与えないとする制度であるので、わが国の場合には適用される原理でもなかった。

性による制限とは、具体的には婦人参政権を意味するものであるが、大正十四年（一九二五年）の普通選挙法に於ては、婦人参政権の問題は一切対象とされず、専ら①のタイプに属する財産・収入によって、選挙権や被選挙権を満二十五才以上の男子には差別しないという意味の普通選挙法であった。ただ、わが国に於ては、明治二十二年（一八八九年）の選挙法以来、選挙権、被選挙権に關しては、財産・収入による差別の基準を「直接国税」の納入金額に依つて差別してきたのであった。

大正十四年（一九二五年）の普通選挙法に至る迄のわが国の選挙権の拡張の歴史は、概ね、① 明治二十二年（一八八九年）の選挙法、② 明治三十三年（一九〇〇年）の選挙法、③ 大正八年（一九一九年）の選挙法、の三段階に分けて考えることができる。

第一回目の選挙法である明治二十二年（一八八九年）の選挙法下に於ては、選挙権は、満年令二十五才以上の男子で、一年以上直接国税を年額十五円以上納め、且つ、一年以上その府県内に本籍を有つて居住す

る者でなければならぬことになっていた。これは、当時の日本の総人口に約四千万人のうちの四十五万人で、僅か人口の1%強にすぎないという非常に程度の強い制限選挙であった。尚、被選挙権は、年令満三十才以上の男子で、納税条件は選挙権と同じであったが、居住の条件は課されていなかった。

明治三十三年（一九〇〇年）の選挙法では選挙権の要件のうち、納税条件を年額十円に低減し、被選挙権でも、従来の納税条件を撤廃した。その結果、有権者数は約百万人に増加した。

大正八年（一九一九年）の選挙法では、後述する様に、普通選挙制への要望も可成り強かったが、貴族院の反対、原敬内閣の時期尚早だとする判断などから、選挙権の納税条件が三円以上へと低減されるに留まつた。併し、有権者数は一挙に三百万人を数えるに至つた。

さて、わが国に於ける普通選挙の要求は、古く、明治二十五年（一八九二年）に遡つて考えることができる。

即ち、大井憲太郎、樽井藤吉、小久保喜七ら自由党左派の面々がこの年十一月、日本で始めて労働者の保護を標榜した東洋自由党を結党したが、その中に普通選挙期成同盟会を設け、労働者や農民に積極的に働きかけて、普通選挙を要求したことに始まるのである。

明治三十年（一八九七年）、キリスト教社会主義者木下尚江が自由主義者の中村太八郎らとはかつて、信州松本に普通選挙期成同盟会を結成したことは本格的な普通選挙の要求運動を展開するきっかけとなった。彼らは、明治三十三年（一九〇〇年）一月、九百九十九名の連署したわが国最初の普選請願書を衆議院に提出したのである。

明治三十二年（一八九九年）十月、河野広中、木下尚江、中村太八郎らは、東京にも普通選挙期成同盟会を結成、翌明治三十三年（一九〇〇年）一月、松本の普通選挙期成同盟会の衆議院に対する普選請願書の提出に続いて百名の連署よりなる普選請願書を衆議院に、また二月には貴族院にも提出した。

越えて明治三十四年（一九〇一年）、普通選挙期成

同盟会は名称を普通選挙同盟会と改称し、代議士や新聞記者らの他、片山潜や高野房太郎らの労働運動家も加え、「万朝報」を機関紙として運動を展開、以後、毎年の様に請願書を提出したり、河野広中ら会員の議員が法案を提出したりして活躍したが、明治四十三年（一九一〇年）の大逆事件以後の政府の圧力のため、同年五月解体の己むなきに至った。

大正元年（一九一二年）末、第一次護憲運動の勃興と共に普通選挙の要求運動も再燃し始めた。第一次護憲運動は、専ら、その主体が「閥族の根絶と憲政の擁護」にあつたので、普通選挙への要求は決して中心のテーマではなかつたが、大正五年（一九一六年）一月、吉野作造が中央公論に「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」を発表し、普通選挙運動に理論的根拠を与えたことから、所謂「大正デモクラシー」の期間を通じての一貫した普通選挙運動が展開されることになった。

大正六年（一九一七年）十二月、中村太八郎、大井憲太郎、加藤時次郎らに依つて普通選挙同盟会が再興

され、翌七年（一九一八年）一月には吉野作造らに依る普選研究会も組織されるなど、普通選挙要求の運動は盛り上りを見せていたが、この年八月、富山県の漁村に始まった米騒動が全国的な規模で拡がるにつれ、普通選挙要求の運動も、一大国民運動となって繰広げられるようになったのである。

同年九月、寺内正毅内閣が米騒動で瓦解した後、原敬を首班とした政友会内閣が出現したが、十二月、吉野作造、福田徳三らを中心とした黎明会が結成された。これは、吉野、福田らが、勃興しつつある民本主義を推進するため、「中央公論」、「解放」の二大雑誌社と結んで組織した団体で、大山郁夫、新渡部福造、穂積重遠らの学者、思想家も参加し、毎月一回講演会を開いて民本主義と普通選挙運動の推進につとめた。

大正八年（一九一九年）三月の第四十一帝国議会で、の選挙法改正案の審議に際しては、前述した様に、普通選挙に対する要望も非常に強かったが、原内閣の時期尚早とする理由から、直接国税が年額三円に削減されるに留まった。併し、この年二月以降は、東京、名

古屋、京都、神戸などの都市を始め、全国各地に労働者、学生、一般市民等を含めた普選要求運動が繰広げられるようになった。

四月、吉野作造の「普通選挙論」が出版されたことも運動の激化に拍車をかけた。大正九年（一九二〇年）一月、普通選挙期成同盟会、友愛会ら四十二団体が合同して全国普選期成連合会が結成され、野党の憲政会から三木武吉、小泉又次郎らが、正交倶楽部からも今井嘉幸らが参加した。普通選挙運動は、ここに全国的な統一組織のもとに行なわれることになったのである。

二月、憲政党と国民党は、別個に普通選挙法案を衆議院に提出したが、法案の討議中に衆議院が解放され、五月の総選挙では、政友会の「普選法案は危険思想の表われである」とする宣伝のため政友会の圧勝に終わった。

この頃から、これ迄の、労働組合運動と並行した形の普選運動に亀裂が生じ始めた。即ち、五月の総選挙の結果、政友会が二百七十九名と圧倒的多数で勝利を

収めたことから、労働者階級の間には、普通選挙法案に対する諦めの態度が出るようになったのに加え、労働組合の内部にサンディカリズム的傾向が急速に抬頭してきたため、彼らは、徐々に普通選挙運動から離れて行く傾向が生じてきたのであった。

普通選挙運動の主体は、これ迄の、労働組合らによる労働運動との並行という形から、むしろ、既成政党の手に移ることになったのである。

政党の手に主導権が移された普通選挙運動は、大正八年（一九一九年）六月二十九日に召集された第四十三帝国議会の開幕と共に始まったといふことができる。

それは、具体的には、七月八日の憲政会の永井柳太郎による名演説「西にレーニン・東に原敬」から始められた。永井は、普通選挙制の必要性を説き、同時に、原敬内閣の失政、特にシベリア出兵とニコラエフスク事件に関連して、警察と軍隊の弾圧政策以外に策を持たない原内閣の無策を攻撃、「今日の日本において、今日の世界において、なお階級専制を主張するもの、西には露国過激派政府のニコライ・レーニンあり、東

にはわが原総理大臣あり、そのささげて立つところの階級がレーニンは労働階級である、原首相はむしろ資本家階級であるということはちがうけれども、ともに民本主義の大精神を失うことは同じである」と叫んだ。

七月十日、憲政会、国民党の野党は、「内閣不信任案」を上程した。①、普選への反対、②、不法なる解散、③、国務の荒廢、④、財界の混乱、⑤、出兵の失敗、の五大罪悪がその理由であったが、議場大混乱のうち、不信任案は二百八十二対百四十五票で否決された。

次いで七月十二日、憲政会と国民党の提出に依る普通選挙法案が上程されたが、この法案も、政友会の絶対多数の前に二百八十六対百五十五票で否決された。

この年十二月二十五日に召集された第四十四帝国議会でも、国民党の提出した普通選挙法案、憲政会の提出した普通選挙法案共に政友会の多数の威力の前に否決された。国民党案は二百五十八対百四十二、憲政会案は二百四十九対百三十五であった。併し、この議会は、普通選挙法案に関しては、むしろ、「小休止」に

近い状態であった。中橋徳五郎文相の二枚舌事件、満鉄疑獄事件、加藤高明憲政会総裁の珍品五個問題などが議會を賑わせた材料であつたからである。

次に普通選挙法案が議會に上程されたのは大正十一年（一九二二年）二月二十三日の第四十五帝國議會であつた。ところが、前年度の第四十四帝國議會に於ける普通選挙法案の否決後約一ケ年の間に世相は大きく転換していた。それは、原敬首相が前年十一月四日、東京駅で暗殺され、高橋是清内閣に依つて議會が召集されたということであつた。

二月二十三日上程された普通選挙法案は、憲政会、国民党両党の普通選挙に対する執念が窺われた。

普通選挙法案と一口に云つても、これ迄は、憲政会案は、選挙権を「独立の生計を営む二十五才以上の男子」としていたのに対し、国民党案は、「満二十才以上の男子」に一律に選挙権を与えるという内容のもので、必ずしも普通選挙に対する根本思想や姿勢に於ても一致したものであつたとは云えないものであつた。この様に、両派の足並みの揃わなかつたことが、政府

や政友会に乗ずる隙を与えていたことは否めなかつた。こうした過去の教訓から、この度提出された普通選挙法案は、両派の妥協の上に成り立つたものであつた。

即ち、憲政会は「独立の生計」を譲歩し、国民党は二十才という年令を譲歩して、「選挙権、被選挙権共、二十五才以上の男子に与える」という統一案であつた。もっとも、こうした統一案が纏められるには、前年十一月十二日、尾崎行雄らに依つて、院の内外を通して普通選挙論者を網羅して結成されていた全国普選断行同盟会の調停に依るところが誠に大であつた。

院内に於ける両派の提携は、院外に於ける運動を促進する役割も果した。

二月五日の芝公園に於ける普選デー国民大会には三万の大衆が集まつて氣勢をあげ、十九日の赤坂山王台での普選断行全国大会では尾崎行雄が「まだ我々の力は足りない」と叫んで大衆を激励した。一万の参衆は「普選歌」を歌つてデモを行ない、これに呼応した。

法案の上程される二十三日は、普通選挙要求の大衆が議會を完全に包囲した。ある警官が、「あの恐ろし

い日比谷の焼打でも今日の半分であった」と語ったと云われる。

この示威運動は議会に於ける審議と並行して連日繰り広げられ、二十七日は大演説会を伴う最後の普選デーが行なわれた。

院内に於ける法案の審議は激しい討論を伴って行なわれた。討論は、二十三、二十六、二十七の三日間に亘って行なわれたが、憲政会の河野広中、永井柳太郎、無所属の尾崎行雄らが「普選は革命の安全弁である」として激しく普通選挙の断行を要求したのに対し、政友会の牧野良三、鳩山一郎や床次竹二郎内相らは「普選は危険思想を導入する」としてこれに反対した。

〔追記〕 森本修司先生は、昭和五十一年八月十七日、不慮の事故により四十二才の生涯を終えられた。本稿は、最後まで先生宅の書斎机上に置かれてあったところの遺稿である。原稿の表題は、「概説昭和政治史(五〇年)」と記されてあって、惜しくも未完のようであるが、その中の「第一章昭和前史としての大正末

期」を表記の論題で掲載させて頂くことにしたことをお断りしておきたい。故人のありし日を懐しむとともに、掲載に当り心よくご協力下さったご遺族に深く謝意を表するものである。

(松尾 直)